

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
		(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	
第五条	〔略〕	第五条	〔同上〕
2	法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第八十二条の四第一項、第一百二十五条第四号、第一百三十一条第二項並びに第一百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コード紙面又は映像面に表示する方法とする。	2	法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第一百二十五条第四号、第一百三十一条第二項並びに第一百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コード紙面又は映像面に表示する方法とする。
(金庫の子会社の範囲等)	第四十五条 〔略〕	(金庫の子会社の範囲等)	第四十五条 〔同上〕
〔2～4 略〕	〔2～4 同上〕		

二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

〔一～三の四 略〕

三の五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第一百三十六条第一項において「保険媒介業務」という。）

〔四～二十三 略〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五・二十六 略〕

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔二十八～三十九 略〕

〔略〕

第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれ

〔一～三の四 同上〕  
〔号を加える。〕

〔四～二十三 同上〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五・二十六 同上〕

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔二十八～三十九 同上〕

〔同上〕

かに該当する会社とする。

〔一〇七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第四条の六各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの中子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の經營の状況が改善されることが見込まれるものに限り、当該会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の經營の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

九 「イヽハ 略」

8 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が

〔一〇七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の經營の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

九 「イヽハ 同上」

8 「同上」

一 法第八十九条の四に規定する金庫等による人的な又は財政上

行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

## 二 「略」

〔9・13 略〕

14 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八

号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合には、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十八条の五第一項第一号の二、第三号の二若しくは第六号から第七号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

## 二 「同上」

〔9・13 同上〕

14 [同上]

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五

十八条の五第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社とし

（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 略〕

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第二号、第三号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五・七 略〕

15

〔略〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第五十八条の五第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一・五 略〕

て法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 同上〕

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五・七 同上〕

15

〔同上〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一・五 同上〕

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第八十二条の十六及び第一百五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の九及び第一百五十二条の二の八第二項、第一百五十二条の二の九及び第一百五十二条の二の十において同じ。）を受けた場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第八十二条の十六及び第一百五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第一百五十二条の二の八第二項、第一百五十二条の二の九及び第一百五十二条の二の十において同じ。）を受けた場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため当該労働金庫電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 「略」

「2～4 略」

5|| 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる情報の提供を行うことを要しない。

(労働金庫代理業の許可の審査)

第一百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「1～3 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ～ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（

2 「同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 「同上」

「2～4 同上」

「項を加える。」

(労働金庫代理業の許可の審査)

第一百二十五条 「同上」

「1～3 同上」

四 「同上」

「イ～ハ 同上」

ニ 「同上」

更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト②において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕～〔9〕略

〔10〕 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十五条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

〔11〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている〔1〕から〔10〕までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された

〔1〕～〔9〕同上  
〔加える。〕

〔10〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている〔1〕から〔9〕までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された

若しくは登録の更新を拒否された場合

本  
銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第一百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号

場合

本  
銀行法第五十二条の五十六第一項（长期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、长期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第一百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、长期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

を除く。) の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録につては、預金等媒介業務又は資金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕〔9〕 略

〔10〕 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項(第二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員

〔11〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔1〕〔9〕 同上

「加える。」

〔10〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等

協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同

組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔口こうニ 略〕

〔六・七 略〕

（労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第一百三十二条 第八十六条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第八十六条第五項中「当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該労働金庫代理業者の所属労働金庫」と読み替えるものとする。

組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが経過しない者

五 「同上」

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔口こうニ 同上〕

〔六・七 同上〕

（労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第一百三十二条 第八十六条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第一百三十三条 労働金庫代理業者（法第八十九条の四に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第八十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2～4 略〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第一百三十六条 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第九十二条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 略〕

(預金等との誤認防止等)

第一百三十六条 労働金庫代理業者（法第八十九条の四に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第八十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2～4 同上〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第一百三十六条 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第九十二条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 同上〕

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項  
ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次  
に掲げる場合とする。

【一～三 略】

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金  
庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲  
介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において  
同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規  
定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に  
関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法  
第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結  
前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービス  
の提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商  
品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなけ  
ればならない場合において、当該金庫、当該労働金庫代理業者  
又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契  
約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サ  
ービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する  
金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百五  
十二条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記  
載するものに限る。））を交付しているとき。

五 【略】

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十二 「同上」

【一～三 同上】

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所  
属労働金庫とする労働金庫代理業者がともに準用金融商品取引  
法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結  
前交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫  
又は当該労働金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを  
交付しているとき。

〔2～5 略〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス中介机构者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該労働金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2～4 略〕

別表第三（第一百四十九条関係）

〔2～5 同上〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十六 「同上」

〔一～三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該労働金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2～4 同上〕

別表第三（第一百四十九条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	労働金庫代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたと	受けた年月日 登録又は変更登録を	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	労働金庫代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日
〔項を加える。〕	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

備考	表中の「」の記載は注記である。
き	